

最高裁秘書第223号

令和4年2月16日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書開示通知書

1月15日付け（同月17日受付，第030893号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示する司法行政文書の名称等
裁判所時報（令和4年1月15日号）（両面で7枚）
- 2 開示の実施方法
写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

第1782号
令和4年1月15日号

裁判所時報

発行
最高裁判所
事務総局
(毎月1日・15日発行)

(目次)

◎裁判例	1
●管轄移転の請求が訴訟を遅延させる目的のみでされたことが明らかである場合における 刑訴規則6条による訴訟手続の停止の要否 (最高裁判所令和3年(あ)第964号・令和3年12月10日 第三小法廷決定, 棄却)	
◎最高裁判所判例要旨	1
●財産の分与に関する処分の審判の申立てを却下する審判に対し相手方が即時抗告をする ことの許否 (令和2年(許)第44号・令和3年10月28日 第一小法廷決定, 一部破棄差戻し, 一部棄却)	
◎資料	2
●令和4年度予算(案)の概要 ●令和4年度予算(案)施設主要案件	
◎記事	3
●人事異動(12月4日~12月21日まで) ●令和4年度裁判所書記官任用試験第1次試験問題	
◎最高裁判所規則・規程	6
●少年審判規則及び刑事訴訟規則の一部を改正する規則について ●少年調査記録規程の一部を改正する規程について	
◎政令	6
●民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 ●相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律の施行期日を定める政令	
◎長官・所長・事務局長・事務局次長等一覧	7



裁判例

刑事

◎管轄移転の請求が訴訟を遅延させる目的のみでされたことが明らかである場合における刑訴規則6条による訴訟手続の停止の要否

件名 脅迫被告事件

最高裁判所令和3年(あ)第964号
令和3年12月10日 第三小法廷決定, 棄却

被告人 林 翼
原 審 高松高等裁判所

主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中60日を本刑に算入する。

理 由

弁護人林浩靖の上告趣意は、単なる法令違反、事実誤認の主張であり、被告人本人の上告趣意は、憲法違反、判例違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、いずれも刑訴法405条の上告理由に当たらない。

なお、所論に鑑み、職権で判断する。

原判決及びその是認する第1審判決の認定によれば、被告人は、第1審及び原審において、本件に関する高等裁判所に対する管轄移転の請求及びその管轄移転請求事件等に関する最高裁判所に対する管轄移転の請求を繰り返していたところ、これらの管轄移転の請求に及んだ経緯や経過、各請求の理由等に照らせば、遅くとも第1審裁判所が令和2年5月22日に第2回公判期日を指定した時点以降において係属していた管轄移転の請求は、いずれも訴訟を遅延させる目的のみでされたことが明らかであったというのである。このように、管轄移転の請求が、訴訟を遅延させる目的のみでされたことが明らかである場合には、刑訴規則6条により訴訟手続を停止することを要しないというべきである。以上と同旨の原判断は正当である。

よって、刑訴法414条、386条1項3号、181条1項ただし書、刑法21条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 戸倉三郎 裁判官 宇賀克也
裁判官 林 道晴 裁判官 長嶺安政 裁判官
渡邊恵理子)

最高裁判所判例要旨

民事

○財産の分与に関する処分の審判の申立てを却下する審判に対し相手方が即時抗告をすることの許否

令和2年(許)第44号
令3・10・28一小決
一部破棄差戻し、一部棄却
民集75巻8号本誌1779号

財産の分与に関する処分の審判の申立てを却下する審判に対し、夫又は妻であった者である相手方は、即時抗告をすることができる。

資料

◎令和4年度予算（案）の概要

(単位：百万円)

令和4年度 予算額	前年度 予算額	対前年度 増減額	対前年度比
322,814	325,368	△2,554	△0.8%

- 第1 裁判事務処理態勢の充実 (単位：百万円)
- 1 裁判手続等のデジタル化関係 717
 - 2 民事事件関係 2,699
 - 3 刑事事件関係 4,127
 - 4 家庭事件関係 6,112
- 第2 裁判所施設の整備 14,557
- 第3 定員関係
- 1 増員 41人
 - 家庭裁判所調査官 2人
 - 事務官 39人
 - ※ 速記官から事務官への振替2人を含む。
 - 2 定員合理化 65人
 - 事務官 47人
 - 行(二)職員 18人
 - 3 事件動向、充員状況等を踏まえた判事補40人の減

◎令和4年度予算（案）施設主要案件

- 1 庁舎新営
- (新営・継続分) 8庁
 - 本 庁 津 地 家 裁
 - 富 山 地 家 裁
 - 鳥 取 地 家 裁
 - 佐 賀 地 家 裁
 - 仙 台 高 裁 秋 田 支 部 秋 田 地 家 裁
 - 地 家 裁 支 部 (静 岡) 沼 津
 - (富 山) 高 岡
 - (広 島) 福 山
 - (新営・新規分) 1庁
 - 簡 裁 (和 歌 山) 串 本
- 2 裁判所施設の耐震化
- (改修・継続分) 1庁
 - 本 庁 大 阪 高 地 裁
 - (建替え・継続分) 3庁
 - 地 家 裁 支 部 (大 津) 彦 根
 - (津) 伊 賀
 - (盛 岡) 二 戸

記事

◎人事異動

定年退官

さいたま地方・家庭裁判所川越支部判
事 齋藤憲次

横浜地方・家庭裁判所川崎支部判
事 東京高等裁判所判事 山口 均

依願退官

横浜地方・家庭裁判所川崎支部判
事 飯塚 宏
(以上12月4日)

さいたま地方・家庭裁判所川越支部判
事 さいたま地方・家庭裁判所熊谷支部判
事 飯塚圭一
(12月5日)

東京地方裁判所判事補 豊澤悠希

東京高等裁判所判事
事務総局刑事局第一課長兼第三課長兼
広報課付 福家康史

事務総局刑事局第一課長兼第三課長兼広
報課付
東京地方裁判所判事 横山浩典
(以上12月10日)

司法研修所教官

東京高等裁判所判事 島戸 純
同 丹羽芳徳
同 小川嘉基
同 鎌倉正和
同 中島 崇
同 松永智史
同 渡邊達之輔
同 堀田佐紀

広島高等裁判所岡山支部判事
東京地方、家庭裁判所立川支部判事 河田泰常

東京地方、家庭裁判所立川支部判事
東京高等裁判所判事 河本晶子
(以上12月13日)

定年退官

東京高等裁判所判事 遠藤浩太郎
(12月17日)

定年退官

大阪高等裁判所判事 村山浩昭
東京簡易裁判所判事 横川保廣
(以上12月20日)

大阪高等裁判所判事
熊本家庭裁判所長 芦高 源
熊本家庭裁判所長
福岡地方・家庭裁判所久留米支部長 岡田 健
福岡地方・家庭裁判所久留米支部長
福岡地方・家庭裁判所判事 立川 毅
(以上12月21日)

◎令和4年度裁判所書記官任用試験第1次試験問題

憲法

第1問

司法権の独立の意義及び司法権の独立が求められる理由について論じた上で、これに関する憲法上の制度を説明せよ。

第2問

勾留中の被告人Xは、収容先の刑事施設において私費で新聞を購読していたところ、同施設の長であるYは、ある事件の記事について、Xがこれを読んだ場合に騒いで施設内の規律及び秩序を害する可能性があると考え、関連する記事を全て抹消してXに新聞を配布した。この事例における憲法上の問題点について論ぜよ。

民法

第1問

Aは、Bとの間で、A所有の甲建物をBが賃借する旨の契約（以下「本件賃貸借契約」という。）を締結した。この場合において、次の各小問に答えよ（各小問は独立したものとする。）。

(1)ア 敷金返還請求権の発生時期及びその理由について簡潔に説明せよ。

イ Bは、本件賃貸借契約の締結に伴い、Aに敷金を差し入れていた。本件賃貸借契約終了後、AがBに甲建物の明渡しを求めた場合、Bは、Aに対し、敷金の返還を受けるまでは甲建物を明け渡さないと主張することができるか。

(2) Bは、本件賃貸借契約の賃貸期間中に、Aの承諾を得て、甲建物をCに転貸して引き渡した。その後、Bが、半年間にわたり賃料の支払を滞納し、Aの催告から相当期間経過後もBから賃料が支払われる見込みがなかったため、Aは、Bとの間で、本件賃貸借契約を合意解除した。この場合、Aは、Cに対し、甲建物の明渡しを求めることができるか。

第2問

Aは、Bに対し、A所有の甲土地を売却し、Bは、これをCに転売した。この場合において、次の各小問に答えよ。

(1) 次のアからウまでの各場合において、Cは、甲土地の所有権を取得することができるか。

ア AB間の売買契約が通謀虚偽表示であった場合

イ AB間の売買契約がBの詐欺によるものであり、Cへの転売後、AがBに対し、詐欺による取消しの意思表示をした場合

ウ AB間の売買契約がBの強迫によるものであり、Cへの転売後、AがBに対し、強迫による取消しの意思表示をした場合

(2) (1)のアからウまでを比較して、Cの保護に関し、違いが生じ得る場合はその理由を説明せよ。

刑法

第1問

甲は、深夜、人けのない公園でAと口論しているうちに殺意を抱き、持っていたナイフでAの左胸を突き刺して死亡させた。甲は、Aが死亡したことを確認した後、Aのズボンのポケットに財布があるのを見付け、自己の物にしようと思いつき、これを持ち去った。翌朝、偶然その場を通りかかった乙は、血を流して倒れているAを見て死亡していることを認識したが、生活に困窮していたことから、Aがはめていた指輪を換金して生活費に充てようと考え、これを持ち去った。

甲及び乙の罪責を論ぜよ（特別法違反の点は除く。死体遺棄罪については考慮しなくてよい。）。

第2問

未遂犯と不能犯を区別する基準について説明した上で、以下の事例における甲の罪責を論ぜよ。

甲は、電車内で、財布を窃取しようと考え、Aが肩にかけていたバッグの中に手を差し入れたが、財布が見当たらなかったため何も盗らなかった。実はこのとき、Aは、自宅に財布を置き忘れていたため、バッグの中には財布が入っておらず、甲が財布を盗むことは不可能であった。

民事訴訟法及び民事訴訟規則

第1問

Xは、Yとの間で、X所有の自動車1台をYに200万円で売却するとの売買契約（以下「本件売買契約」という。）を締結し、同自動車をYに引き渡したが、Yが代金を支払わないと主張し、Yを被告として、代金200万円の支払を求める訴えをA裁判所に提起した。A裁判所は、令和3年2月1日、同訴訟の口頭弁論を終結し、Xの請求を認容する判決を言い渡し、同判決は、同年4月20日に確定した。

その後、Yは、Xを被告として、上記200万円の売買代金債務不存在確認の訴えをB裁判所に提起した。次の各場合において、Yの主張する事実が証拠上認められるとき、B裁判所はどのような判決をすべきか。

(1) Yが、「Yは、Xに対し、令和3年5月20日、200万円を弁済した。」と主張した場合

(2) Yが、「Yは、Xに対し、令和3年6月20日、Xの詐欺を理由に、本件売買契約を取り消した。」と主張した場合

第2問

(1) 民事訴訟法246条が民事訴訟の審理においていかなる機能を果たしているかについて説明せよ。

(2) 裁判所が、以下の各判決をすることは、民事訴訟法246条に反するか。

ア 原告が被告に対し、債務不履行に基づく損害賠償を求める訴訟において、被告の行為は債務不履行には該当しないが、不法行為に該当するとして、請求金額と同額の損害について、不法行為に基づく損害賠償を命ずる判決をすること

イ 原告が被告に対し、売買代金の支払を求める訴訟において、被告が主張した同時履行の抗弁を認めて、目的物の引渡しと引き換えに、請求金額と同額の売買代金の支払を命ずる判決をすること

刑事訴訟法及び刑事訴訟規則

第1問

甲を被疑者とする覚醒剤取締法違反（覚醒剤所持）被疑事件につき、「捜索すべき場所、身体又は物」を「甲の住居」、「差し押さえるべき物」を「覚醒剤」とする捜索差押許可状で、①住居内に置かれた甲のバッグの中、②偶然甲の住居を訪問していた母親の乙が所持しているバッグの中をそれぞれ捜索することができるかについて、捜査機関による捜索差押えに原則として令状が必要とされる趣旨に触れつつ、説明せよ。

第2問

起訴状一本主義の意義及び目的について説明した上で、起訴状の公訴事実に被告人の前科を記載することの可否について論ぜよ。



最高裁判所規則

《少年審判規則及び刑事訴訟規則の一部を改正する規則について》

標記の規則（令和三年最高裁判所規則第三号）が、令和三年十二月八日に制定され、同月二十二日に公布されました。この規則は、少年法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十七号）等の施行に伴い、観護の措置等に関する通知先及び観護の措置が勾留とみなされる場合の弁護士選任権の告知その他所要の事項を定めるとともに、関係規定の整備等を行うものです。

なお、この規則は、附則ただし書に規定するものを除き、令和四年四月一日から施行されます。

（規則の条文は文書管理システムにより配信済み。）

◎少年審判規則及び刑事訴訟規則の一部を改正する規則

（令和三年二月二二日公布 最高裁判所規則第三号）

（本則省略。本則に代えて、新旧対照条文を掲載。）

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条中少年審判規則第二十四条の二第二項の改正規定は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）の施行の日から施行する。

◎少年審判規則及び刑事訴訟規則の一部を改正する規則
新旧対照条文

新旧対照条文Ⅱ別添1のとおり

最高裁判所規程

《少年調査記録規程の一部を改正する規程について》

標記の規程（令和三年最高裁判所規程第二号）が、令和三年十二月八日に制定されました。この規程は、少年法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十七号）の施行に伴い、少年調査記録規程について所要の整理を行うものです。

なお、この規程は、令和四年四月一日から施行されます。

（規程の条文は文書管理システムにより配信済み。）

◎少年調査記録規程の一部を改正する規程

（令和三年二月八日 最高裁判所規程第二号）

（本則省略。本則に代えて、新旧対照条文を掲載。）

附則

この規程は、令和四年四月一日から施行する。

◎少年調査記録規程の一部を改正する規程
新旧対照条文

新旧対照条文Ⅱ別添2のとおり

政令

◎民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

（令和三年二月一七日公布 政令第三三三号）

内閣は、民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二十四号）附則第一条本文及び第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

民法等の一部を改正する法律の施行期日は令和五年四月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和六年四月一日とする。

◎相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律の施行期日を定める政令

（令和三年二月一七日公布 政令第三三三号）

内閣は、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和三年法律第二十五号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律の施行期日は、令和五年四月二十七日とする。

(令和4年1月1日現在)

最高裁判所 長官 大谷直人		第一小法廷 裁判官 山口厚 裁判官 山卓也 裁判官 深安亮 裁判官 岡正介 裁判官 堺徹		第二小法廷 裁判官 大谷直人 裁判官 菅野博 裁判官 三浦耕 裁判官 三草守 裁判官 岡和美		第三小法廷 裁判官 戸倉三郎 裁判官 宇賀克也 裁判官 宇林道 裁判官 林安晴 裁判官 長政 裁判官 渡恵子		司法研修所 所長 笠井之彦 事務局長 井場康弘 事務局次長 一川瀬 裁判所職員総合研修所 所長 藤邦彦 事務局長 施敏幸 事務局次長 布田圭		最高裁判所図書館 館長(兼) 吉崎佳弥 副館長 助川政浩	
事務局 事務総長 中村慎 審議官 染谷武宣 秘書課長 後藤寛樹 広報課長(兼) 大須賀寛之 情報政策課長 杜下弘之 総務局長 小野真也		人事局長 徳岡治 経理局長 本厚司 民事局長 吉崎昌 刑事局長 田友昌 行政局長(兼) 門あさ 家庭審議官 手嶋内尚									

庁名	長官・所長	事務局長 事務局次長	庁名	長官・所長	事務局長 事務局次長	庁名	長官・所長	事務局長 事務局次長	庁名	長官・所長	事務局長 事務局次長
東京高等	今崎 幸彦	石井 伸興 加藤 和広	大阪家庭	森 純子	西川 浩二 浅野ゆかり	広島家庭	牧 真千子	岩崎 正彦 坂東 正樹	仙台家庭	入江 猛	中井 隆利 小坂 吉行
知的財産高等 東京地方	大鷹 一郎 平木 正洋	坂本 正則 定久 朋宏 黒澤 剛 伊藤章太郎 早稲田 浩 横山 真幸 大樋 裕康 久保田泰行 (兼)早稲田 浩	京都地方	北川 清	藤本 昌彦 光田 和秀 植田 昌典 安達 正広 田和 由一 高橋 亨 和嶋 健司 遠藤 恭弘 黒瀬 靖弘 荒木 健二 佐藤 敬郎 福富 幸治 多田 達也 上田 信聡 北田 宗人 藤原 理香 関本 利一 福本 浩孝 須栗 浩史 清水 妙	山口地方	杉山 慎治	宇野 勝浩 南森 弘三 中垣 弘明 島津 美和 清家 和人 笠岡 英樹 富永 正雄 佐藤 智彦 有井 広光 桐山 丈記 石塚 真理 東 嘉孝 廣澤 真司 田淵 修一 三村 真	福島地方	吉田 徹	渡邊 健彦 大友 陽子 岸浪 学 秋元 明 (兼)秋元 学 近野 太治 赤岡 玲子 (兼)吉岡幸治 平塚 慈隆 鈴木 靖隆 (兼)鈴木 靖
家庭	中里 智美	伊藤章太郎 早稲田 浩 横山 真幸 大樋 裕康 久保田泰行 (兼)早稲田 浩	家庭	徳岡由美子	徳岡由美子	岡山地方	阪本 勝	清家 和人 笠岡 英樹 富永 正雄 佐藤 智彦 有井 広光 桐山 丈記 石塚 真理 東 嘉孝 廣澤 真司 田淵 修一 三村 真	山形地方	深沢 茂之	秋元 明 (兼)秋元 学 近野 太治 赤岡 玲子 (兼)吉岡幸治 平塚 慈隆 鈴木 靖隆 (兼)鈴木 靖
横浜地方	団藤 丈士	山根 克彦 横川 淳子 堀川 浩司 火ノ川 忠 八幡 有紀 橋爪 正行 松島 健二 高橋 伸生 佐藤奈緒美 今井 金也 小池美智子 長郷 文香 小林 且昌 下川由美子	神戶地方	西川知一郎	西川知一郎	鳥取地方	森木田邦裕	有井 広光 桐山 丈記 石塚 真理 東 嘉孝 廣澤 真司 田淵 修一 三村 真	盛岡地方	佐々木宗啓	赤岡 玲子 (兼)吉岡幸治 平塚 慈隆 鈴木 靖隆 (兼)鈴木 靖
さいたま地方	野山 宏	橋爪 正行 松島 健二 高橋 伸生 佐藤奈緒美 今井 金也 小池美智子 長郷 文香 小林 且昌 下川由美子	奈良地方	田中 健治	田中 健治	松江地方	西田 隆裕	有井 広光 桐山 丈記 石塚 真理 東 嘉孝 廣澤 真司 田淵 修一 三村 真	秋田地方	平田 直人	赤岡 玲子 (兼)吉岡幸治 平塚 慈隆 鈴木 靖隆 (兼)鈴木 靖
家庭	生野 考司	高橋 伸生 佐藤奈緒美 今井 金也 小池美智子 長郷 文香 小林 且昌 下川由美子	家庭	樋口 裕晃	樋口 裕晃	福岡高等	後藤 博	上拂 大作 髭野 勝之 黒岩 康彦 坂口 智美 惠本 学 田畑 公昭 花守 英二 永野 秀治 (兼)田畑 公昭	青森地方	田邊三保子	高橋 信宏 齋藤 如世 貝原 弓子 保田浩一郎
千葉地方	堀田 眞哉	高橋 伸生 佐藤奈緒美 今井 金也 小池美智子 長郷 文香 小林 且昌 下川由美子	和歌山地方	谷口 園恵	谷口 園恵	福岡地方	田口 直樹	髭野 勝之 黒岩 康彦 坂口 智美 惠本 学 田畑 公昭 花守 英二 永野 秀治 (兼)田畑 公昭	札幌高等	白石 史子	井戸 俊一 阿子島 庫二 菅原 克史 奥山 仁 青木 史 関下 健二 田中 夏樹 齊藤 和広 大橋 正仁 太子 久美 夕下 広土 菅野 珠貴 早坂 弘 原 佳子 樽本 光弘 松田 陸史
水戸地方	松本 利幸	高橋 伸生 佐藤奈緒美 今井 金也 小池美智子 長郷 文香 小林 且昌 下川由美子	家庭	須栗 浩史	須栗 浩史	家庭	野島 秀夫	田畑 公昭 花守 英二 永野 秀治 (兼)田畑 公昭	札幌地方	森 英明	阿子島 庫二 菅原 克史 奥山 仁 青木 史 関下 健二 田中 夏樹 齊藤 和広 大橋 正仁 太子 久美 夕下 広土 菅野 珠貴 早坂 弘 原 佳子 樽本 光弘 松田 陸史
家庭	原 道子	高橋 伸生 佐藤奈緒美 今井 金也 小池美智子 長郷 文香 小林 且昌 下川由美子	名古屋高等	白井 幸夫	白井 幸夫	佐賀地方	鈴木 正紀	田畑 公昭 花守 英二 永野 秀治 (兼)田畑 公昭	家庭	栗原 壯太	阿子島 庫二 菅原 克史 奥山 仁 青木 史 関下 健二 田中 夏樹 齊藤 和広 大橋 正仁 太子 久美 夕下 広土 菅野 珠貴 早坂 弘 原 佳子 樽本 光弘 松田 陸史
宇都宮地方	後藤 健	高橋 伸生 佐藤奈緒美 今井 金也 小池美智子 長郷 文香 小林 且昌 下川由美子	名古屋地方	大熊 一之	大熊 一之	家庭	長崎 博人	田畑 公昭 花守 英二 永野 秀治 (兼)田畑 公昭	函館地方	佐久間健吉	阿子島 庫二 菅原 克史 奥山 仁 青木 史 関下 健二 田中 夏樹 齊藤 和広 大橋 正仁 太子 久美 夕下 広土 菅野 珠貴 早坂 弘 原 佳子 樽本 光弘 松田 陸史
家庭	齊藤 啓昭	高橋 伸生 佐藤奈緒美 今井 金也 小池美智子 長郷 文香 小林 且昌 下川由美子	家庭	脇 博人	脇 博人	長崎地方	大久保正道	田畑 公昭 花守 英二 永野 秀治 (兼)田畑 公昭	家庭	"	阿子島 庫二 菅原 克史 奥山 仁 青木 史 関下 健二 田中 夏樹 齊藤 和広 大橋 正仁 太子 久美 夕下 広土 菅野 珠貴 早坂 弘 原 佳子 樽本 光弘 松田 陸史
家庭	八木貴美子	高橋 伸生 佐藤奈緒美 今井 金也 小池美智子 長郷 文香 小林 且昌 下川由美子	津地方	筒井 健夫	筒井 健夫	大分地方	梅本圭一郎	田畑 公昭 花守 英二 永野 秀治 (兼)田畑 公昭	家庭	"	阿子島 庫二 菅原 克史 奥山 仁 青木 史 関下 健二 田中 夏樹 齊藤 和広 大橋 正仁 太子 久美 夕下 広土 菅野 珠貴 早坂 弘 原 佳子 樽本 光弘 松田 陸史
静岡地方	村田 斉志	高橋 伸生 佐藤奈緒美 今井 金也 小池美智子 長郷 文香 小林 且昌 下川由美子	家庭	"	"	家庭	"	田畑 公昭 花守 英二 永野 秀治 (兼)田畑 公昭	家庭	"	阿子島 庫二 菅原 克史 奥山 仁 青木 史 関下 健二 田中 夏樹 齊藤 和広 大橋 正仁 太子 久美 夕下 広土 菅野 珠貴 早坂 弘 原 佳子 樽本 光弘 松田 陸史
家庭	比佐 和枝	高橋 伸生 佐藤奈緒美 今井 金也 小池美智子 長郷 文香 小林 且昌 下川由美子	岐阜地方	始関 正光	始関 正光	家庭	"	田畑 公昭 花守 英二 永野 秀治 (兼)田畑 公昭	家庭	"	阿子島 庫二 菅原 克史 奥山 仁 青木 史 関下 健二 田中 夏樹 齊藤 和広 大橋 正仁 太子 久美 夕下 広土 菅野 珠貴 早坂 弘 原 佳子 樽本 光弘 松田 陸史
家庭	島田 一	高橋 伸生 佐藤奈緒美 今井 金也 小池美智子 長郷 文香 小林 且昌 下川由美子	家庭	"	"	熊本地方	片山 昭人	田畑 公昭 花守 英二 永野 秀治 (兼)田畑 公昭	家庭	"	阿子島 庫二 菅原 克史 奥山 仁 青木 史 関下 健二 田中 夏樹 齊藤 和広 大橋 正仁 太子 久美 夕下 広土 菅野 珠貴 早坂 弘 原 佳子 樽本 光弘 松田 陸史
家庭	"	高橋 伸生 佐藤奈緒美 今井 金也 小池美智子 長郷 文香 小林 且昌 下川由美子	福井地方	村野 裕二	村野 裕二	家庭	岡田 健	田畑 公昭 花守 英二 永野 秀治 (兼)田畑 公昭	高松高等	秋吉 仁美	阿子島 庫二 菅原 克史 奥山 仁 青木 史 関下 健二 田中 夏樹 齊藤 和広 大橋 正仁 太子 久美 夕下 広土 菅野 珠貴 早坂 弘 原 佳子 樽本 光弘 松田 陸史
家庭	岸 日出夫	高橋 伸生 佐藤奈緒美 今井 金也 小池美智子 長郷 文香 小林 且昌 下川由美子	家庭	"	"	家庭	"	田畑 公昭 花守 英二 永野 秀治 (兼)田畑 公昭	高松地方	黒野 功久	阿子島 庫二 菅原 克史 奥山 仁 青木 史 関下 健二 田中 夏樹 齊藤 和広 大橋 正仁 太子 久美 夕下 広土 菅野 珠貴 早坂 弘 原 佳子 樽本 光弘 松田 陸史
家庭	"	高橋 伸生 佐藤奈緒美 今井 金也 小池美智子 長郷 文香 小林 且昌 下川由美子	金沢地方	吉村 真幸	吉村 真幸	家庭	"	田畑 公昭 花守 英二 永野 秀治 (兼)田畑 公昭	家庭	"	阿子島 庫二 菅原 克史 奥山 仁 青木 史 関下 健二 田中 夏樹 齊藤 和広 大橋 正仁 太子 久美 夕下 広土 菅野 珠貴 早坂 弘 原 佳子 樽本 光弘 松田 陸史
家庭	"	高橋 伸生 佐藤奈緒美 今井 金也 小池美智子 長郷 文香 小林 且昌 下川由美子	家庭	"	"	宮崎地方	久留島群一	田畑 公昭 花守 英二 永野 秀治 (兼)田畑 公昭	家庭	"	阿子島 庫二 菅原 克史 奥山 仁 青木 史 関下 健二 田中 夏樹 齊藤 和広 大橋 正仁 太子 久美 夕下 広土 菅野 珠貴 早坂 弘 原 佳子 樽本 光弘 松田 陸史
家庭	小林 宏司	高橋 伸生 佐藤奈緒美 今井 金也 小池美智子 長郷 文香 小林 且昌 下川由美子	富山地方	堀内 照美	堀内 照美	家庭	"	田畑 公昭 花守 英二 永野 秀治 (兼)田畑 公昭	家庭	"	阿子島 庫二 菅原 克史 奥山 仁 青木 史 関下 健二 田中 夏樹 齊藤 和広 大橋 正仁 太子 久美 夕下 広土 菅野 珠貴 早坂 弘 原 佳子 樽本 光弘 松田 陸史
家庭	菊池 則明	高橋 伸生 佐藤奈緒美 今井 金也 小池美智子 長郷 文香 小林 且昌 下川由美子	家庭	"	"	那覇地方	村越 一浩	田畑 公昭 花守 英二 永野 秀治 (兼)田畑 公昭	家庭	"	阿子島 庫二 菅原 克史 奥山 仁 青木 史 関下 健二 田中 夏樹 齊藤 和広 大橋 正仁 太子 久美 夕下 広土 菅野 珠貴 早坂 弘 原 佳子 樽本 光弘 松田 陸史
大阪高等	尾島 明	高橋 伸生 佐藤奈緒美 今井 金也 小池美智子 長郷 文香 小林 且昌 下川由美子	家庭	"	"	家庭	"	田畑 公昭 花守 英二 永野 秀治 (兼)田畑 公昭	家庭	"	阿子島 庫二 菅原 克史 奥山 仁 青木 史 関下 健二 田中 夏樹 齊藤 和広 大橋 正仁 太子 久美 夕下 広土 菅野 珠貴 早坂 弘 原 佳子 樽本 光弘 松田 陸史
大阪地方	中本 敏嗣	高橋 伸生 佐藤奈緒美 今井 金也 小池美智子 長郷 文香 小林 且昌 下川由美子	家庭	"	"	家庭	"	田畑 公昭 花守 英二 永野 秀治 (兼)田畑 公昭	家庭	"	阿子島 庫二 菅原 克史 奥山 仁 青木 史 関下 健二 田中 夏樹 齊藤 和広 大橋 正仁 太子 久美 夕下 広土 菅野 珠貴 早坂 弘 原 佳子 樽本 光弘 松田 陸史

少年審判規則及び刑事訴訟規則の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

第一条関係―少年審判規則(昭和二十三年最高裁判所規則第三十三号)

新

旧

(決定書)

第二条 (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げる決定を除く決定の決定書には、
第一項の規定による署名押印又は前項の規定による記名押印に代えて押印することができる。

1 (略)

(決定書)

第二条 (同上)

2 (同上)

3 次の各号に掲げる決定を除く決定の決定書には、
第一項の規定による署名押印又は前項の規定による記名押印に代えて押印することができる。

1 (同上)

、前項第二号及び第四号に掲げる事項の記載を省略することができる。

1 (略)

2 法第二十條第一項、第二十四條、第二十四條の二、第六十二條第一項及び第六十四條の決定

三、五 (略)

6・7 (略)

(決定の告知)

第三條 次に掲げる決定を告知するには、裁判長が

審判期日において言い渡さなければならない。

1 法第二十四條第一項及び第六十四條第一項の決定

決定

2 (略)

、前項第二号及び第四号に掲げる事項の記載を省略することができる。

1 (同上)

2 法第二十條、第二十四條及び第二十四條の二の決定

三、五 (同上)

6・7 (同上)

(決定の告知)

第三條 次に掲げる決定を告知するには、裁判長が

審判期日において言い渡さなければならない。

1 法第二十四條第一項の決定

決定

2 (同上)

2 法第五條第二項及び第三項、第十七條第一項

及び第三項ただし書、第十七條の二第四項前段

(第十七條の三第二項において準用する場合を

含む。)(において準用する法第三十三條、第十

七條の四第一項本文、第二十二條の二第一項(法

法において準用し、又はその例による場合を含む。

次項第五号において同じ。)(、第二十四條

の二、第二十五條、第三十二條の四第三項並び

に第三十四條ただし書(第三十五條第二項前段

において準用する場合を含む。)(の決定

三 (略)

4 (略)

5 次の各号に掲げる決定を除く決定の決定書には

2 法第五條第二項及び第三項、第十七條第一項

及び第三項ただし書、第十七條の二第四項前段

(第十七條の三第二項において準用する場合を

含む。)(において準用する法第三十三條、第十七

條の四第一項本文、第二十二條の二第一項(法

法において準用し、又はその例による場合を含む。

次項第五号において同じ。)(、第二十四條の

二、第二十五條、第三十二條の四第三項並びに

第三十四條ただし書(第三十五條第二項前段に

おいて準用する場合を含む。)(の決定

三 (同上)

4 (同上)

5 次の各号に掲げる決定を除く決定の決定書には

2 次に掲げる決定を告知するには、裁判長が、少

年の面前で言い渡さなければならない。

1 (略)

2 法第十七條第一項第二号の措置がとられてい

る事件についての法第二十條第一項及び第六十

二條第一項の決定

3、6 (略)

(決定と同行状の執行指撥)

第四條 法第十七條第一項第二号、第十七條の四第

一項本文、第二十四條第一項第二号及び第三号、

第二十六條の二本文、第二十七條の二第五項本文

並びに第六十四條第一項第三号の決定並びに同行

状は、決定をし又は同行状を発した家庭裁判所の

2 次に掲げる決定を告知するには、裁判長が、少

年の面前で言い渡さなければならない。

1 (同上)

2 法第十七條第一項第二号の措置がとられてい

る事件についての法第二十條の決定

3、6 (同上)

(決定と同行状の執行指撥)

第四條 法第十七條第一項第二号、第十七條の四第

一項本文、第十八條、第十九條第二項(第二十三

條第三項において準用する場合を含む。)(、第二

十條、第二十三條第一項、第二十四條第一項、第

二十六條の二本文及び第二十七條の二第五項本文

裁判官の指揮によつて執行する。

2 (略)

(決定の通知)

第五条 家庭裁判所は、検察官、司法警察員、警察官、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けた事件について法第十八条、第十九条、第二十条第一項、第二十三条、第二十四条第一項、第六十二条第一項又は第六十四条第一項の決定をしたときは、その旨を送致をした者に通知しなければならない。保護観察所長から更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第六十八条第一項の規定による通告を受けた事件について法第二十四条第一項

の決定並びに同行状は、決定をし又は同行状を發した家庭裁判所の裁判官の指揮によつて執行する。

2 (同上)

(決定の通知)

第五条 家庭裁判所は、検察官、司法警察員、警察官、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けた事件について法第十八条から第二十条まで、第二十三条又は第二十四条第一項の決定をしたときは、その旨を送致をした者に通知しなければならない。保護観察所長から更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第六十八条第一項の規定による通告を受けた事件について法第二十四条第一項

による通告を受けた事件について法第二十四条第一項の決定をしたときも、同様とする。

2・3 (略)

(少年鑑別所等への通知)

第二十一条の二 家庭裁判所は、法第十七条第一項第二号の措置がとられている事件の送致を受けたときは、その旨を少年を収容している少年鑑別所、少年院又は刑事施設に通知しなければならない。法第十七条第一項第二号の措置がとられている事件について、法第十九条第二項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）第二十条第一項又は第六十二条第一項の決定をしたときも、同様である。

の決定をしたときも、同様とする。

2・3 (同上)

(少年鑑別所等への通知)

第二十一条の二 家庭裁判所は、法第十七条第一項第二号の措置がとられている事件の送致を受けたときは、その旨を少年を収容している少年鑑別所、少年院又は刑事施設に通知しなければならない。法第十七条第一項第二号の措置がとられている事件について、法第十九条第二項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）又は第二十条第一項の決定をしたときも、同様である。

(親護の措置に関する通知・法第十七条等)

第二十二条 親護の措置をとり又はこれを取り消し若しくは変更したときはその旨を、法第十七条第一項第二号の措置がとられている事件について法第十九条第二項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第二十条第一項又は第六十二条第一項の決定をしたときは法第四十五条第四号の規定により法第七十条第一項第二号の措置が勾留とみなされる旨を速やかに保護者及び付添人のうちそれぞれ適当と認める者に通知しなければならない。

2 前項の通知は、親護の措置をとり若しくはこれを変更した場合又は法第十七条第一項第二号の措置がとられている事件について法第十九条第二項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）又は第二十

(親護の措置に関する通知・法第十七条等)

第二十二条 親護の措置をとり又はこれを取り消し若しくは変更したときはその旨を、法第十七条第一項第二号の措置がとられている事件について法第十九条第二項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）又は第二十

(新設)

置がとられている事件について法第十九条第二項（第二十条第一項若しくは第六十二条第一項の決定をした場合において、少年に保護者及び付添人がないときは少年の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうち少年の指定する者一人に、少年にこれらの者がいないときは少年の申出によりその指定する者一人に、これをしなければならない。

3 第一項の通知は、親護の措置を取り消した場合において、少年に保護者及び付添人がないときは少年の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうち適当と認める者に、これをしなければならない。

(新設)

(特別抗告・法第十七条の三)

第二十二條の三 前条及び第四十五條第一項の規定

は、法第十七條の三第一項前段において準用する

法第三十五條第一項本文の抗告について準用する

。この場合において、前条第四項中「第四十四條

(同条第一項後段の規定及び同条第二項の規定中

年月日の通知に係る部分を除く。）」とあるのは

「第四十四條」と、第四十五條第一項中「速やかに

に記録とともに」とあるのは「速やかに」と読み

替えるものとする。

(検察官への送致の方式・法第二十条第一項等)

第二十四條 (略)

(観護の措置が勾留とみなされる場合の告知等)

(特別抗告・法第十七条の三)

第二十二條の三 前条及び第四十五條第一項の規定

は、法第十七條の三第一項前段において準用する

法第三十五條第一項本文の抗告について準用する

。この場合において、前条第四項中「第四十四條

(同条第一項後段の規定及び同条第二項の規定中

年月日の通知に係る部分を除く。）」とあるのは

「第四十四條」と、第四十五條第一項中「速やかに

に記録とともに」とあるのは「速やかに」と読み替

えるものとする。

(検察官への送致の方式・法第二十条)

第二十四條 (同上)

(観護の措置が勾留とみなされる場合の告知等)

法第四十五條第四号等)

第二十四條の二 法第十七條第一項第二号の措置が

とられている事件について、法第十九條第二項

第二十三條第三項において準用する場合を含む。

(第二十条第一項又は第六十二条第一項の決定

をするときは、裁判長が、あらかじめ、本人に対

し、罪となるべき事実並びに刑事訴訟法第六十条

第一項各号の事由がある旨及び弁護人を選任する

ことができる旨を告げなければならない。ただし

、法第二十条第一項又は第六十二条第一項の決定

をする場合において、法第十條第一項の規定によ

り選任された弁護士である付添人があるときは、

弁護士を選任することができる旨は告げることが

法第四十五條第四号等)

第二十四條の二 法第十七條第一項第一号の措置が

とられている事件について、法第十九條第二項

第二十三條第三項において準用する場合を含む。

(又は第二十條の決定をするときは、裁判長が、

あらかじめ、本人に対し、罪となるべき事実並び

に刑事訴訟法第六十条第一項各号の事由がある旨

及び弁護人を選任することができる旨を告げなけ

ればならない。ただし、少年又は保護者が選任し

た弁護士である付添人があるときは、弁護士を選

任することができる旨は告げることが要しない。

要しない。

2 前項の規定により弁護人を選任することができ

る旨を告げるに当たつては、本人は弁護士、弁護

士法人(弁護士・外国法律事務所弁護士共同法人)を

含む。又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申

し出ることができる旨及びその申出先を教示しな

ければならない。

3・4 (略)

(観護の措置が勾留とみなされる場合の勾留場所

・法第四十五條第四号等)

第二十四條の三 検察官は、あらかじめ、裁判長に

対し、法第十七條第一項第二号の措置により少年

鑑別所に收容されている者について法第十九條第

2 前項の規定により弁護人を選任することができ

る旨を告げるに当たつては、本人は弁護士、弁護

士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申

し出ることができる旨及びその申出先を教示しな

ければならない。

3・4 (同上)

(観護の措置が勾留とみなされる場合の勾留場所

・法第四十五條第四号等)

第二十四條の三 検察官は、あらかじめ、裁判長に

対し、法第十七條第一項第二号の措置により少年

鑑別所に收容されている者について法第十九條第

二項(第二十三條第三項において準用する場合を

含む。)、第二十條第一項又は第六十二条第一項

の決定をするときは本人を他の少年鑑別所若しく

は刑事施設に收容すること又は刑事收容施設及び

被收容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律

第五十号)第十五條第一項の規定により留置施設

に留置することに同意するよう請求することができる。

2・3 (略)

(保護処分決定の旨・法第二十四條等)

第三十五條 (略)

2 (略)

(保護処分決定の方式・法第二十四條等)

二項(第二十三條第三項において準用する場合を

含む。)、又は第二十條の決定をするときは本人を

他の少年鑑別所若しくは刑事施設に收容すること

又は刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する

法律(平成十七年法律第五十号)第十五條第一項

の規定により留置施設に留置することに同意する

よう請求することができる。

2・3 (同上)

(保護処分決定の旨・法第二十四條)

第三十五條 (同上)

2 (同上)

(保護処分決定の方式・法第二十四條)

第三十六条 (略)

(各種の保護処分)の形式と通知等・法第二十四条等)

第三十七条 法第二十四条第一項第一号又は第六十四條第一項第一号若しくは第二号の決定をするには、保護観察をすべき保護観察所を、法第二十四条第一項第三号又は第六十四條第一項第三号の決定をするには、送致すべき少年院の種類(少年院法(平成二十六年法律第五十八号)第四條第一項第一号から第三号までに掲げるものに限る。)を指定するものとする。

2 法第二十四条第一項第一号又は第六十四條第一項第一号若しくは第二号の決定をしたときは保護

第三十六条 (同上)

(各種の保護処分)の形式と通知等・法第二十四条等)

第三十七条 法第二十四条第一項第一号の決定をするには、保護観察をすべき保護観察所を、同項第三号の決定をするには、送致すべき少年院の種類(少年院法(平成二十六年法律第五十八号)第四條第一項第一号から第三号までに掲げるものに限る。)を指定するものとする。

2 法第二十四条第一項第一号の決定をしたときは保護観察所長に、同項第二号の決定をしたときは

3 (略)

(環境調整の措置・法第二十四条等) 第三十九条 (略) (準用規定)

第五十四条 法第三十五条第一項本文の抗告については、第四十三條から第四十六條の二まで、第四十六條の四から第四十八條まで、第五十一條及び第五十二條の規定を準用する。この場合において

3 (同上)

(環境調整の措置・法第二十四条等) 第三十九条 (同上) (準用規定)

第五十四条 法第三十五条第一項本文の抗告については、第四十三條から第四十六條の二まで、第四十六條の四から第四十八條まで、第五十一條及び第五十二條の規定を準用する。この場合において

第四十六條の二(検察官関与決定をした事件)についてした保護処分の決定」とあるのは「法第二十二條の二第一項(第三十二條の六において準用する場合を含む。)の決定があつた事件についてした法第三十三條の決定」と、第四十八條中「第三十二條の六」とあるのは「第三十二條の六(第三十五條第二項前段において準用する場合を含む。)」と、「第三十三條」とあるのは「第三十五條第二項前段において準用する法第三十三條」と読み替えるものとする。

第四十六條の二(検察官関与決定をした事件)についてした保護処分の決定」とあるのは「法第二十二條の二第一項(第三十二條の六において準用する場合を含む。)の決定があつた事件についてした法第三十三條の決定」と、第四十八條中「第三十二條の六」とあるのは「第三十二條の六(第三十五條第二項前段において準用する場合を含む。)」と、「第三十三條」とあるのは「第三十五條第二項前段において準用する第三十三條」と読み替えるものとする。

<p>新</p> <p>第二條關係—刑事訴訟規則(昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号)</p> <p>(保護の措置が勾留とみなされる場合の国選弁護人選任の請求等・少年法第四十五條等)</p> <p>第二百八十條の二 少年法第四十五條第七号(同法第四十五條の二において準用する場合を含む。次條第一項において同じ。)の規定により被疑者に勾留状が発せられているものとみなされる場合における法第三十七條の二第一項の請求は、少年法</p>	<p>旧</p> <p>(保護の措置が勾留とみなされる場合の国選弁護人選任の請求等・少年法第四十五條等)</p> <p>第二百八十條の二 少年法第四十五條第七号(同法第四十五條の二において準用する場合を含む。次條第一項において同じ。)の規定により被疑者に勾留状が発せられているものとみなされる場合における法第三十七條の二第一項の請求は、少年法</p>
---	---

第十九条第二項（同法第二十三條第三項において準用する場合を含む。次項及び次条第一項において同じ。）第二十條第一項若しくは第六十二條第一項の決定をした家庭裁判所の裁判官、その所属する家庭裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官又はその地方裁判所の所在地（その支部の所在地を含む。）に在る簡易裁判所の裁判官にこれをしなければならない。

2 前項に規定する場合における法第三十七條の四の規定による弁護士人の選任に関する処分は、少年法第十九條第二項、第二十條第一項若しくは第六十二條第一項の決定をした家庭裁判所の裁判官、その所属する家庭裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官又はその地方裁判所の所在地（その支部の所在地を含む。）に在る簡易裁判所の裁判官にこれをしなければならない。

裁判所の裁判官又はその地方裁判所の所在地（その支部の所在地を含む。）に在る簡易裁判所の裁判官がこれをしなければならない。

3・4 (略)

（親護の措置が勾留とみなされる場合の私選弁護士人選任の申出・少年法第四十五條等）
第二百八十條の三 少年法第四十五條第七号の規定により勾留状が発せられているものとみなされた被疑者でその資力が基準額以上であるものが法第三十七條の二第一項の請求をする場合においては、法第三十七條の三第二項の規定により法第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会は少年法第十九條第二項、第二十條第一項又は第六十二條

第十九條第二項（同法第二十三條第三項において準用する場合を含む。次項及び次条第一項において同じ。）若しくは第二十條の決定をした家庭裁判所の裁判官、その所属する家庭裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官又はその地方裁判所の所在地（その支部の所在地を含む。）に在る簡易裁判所の裁判官にこれをしなければならない。

2 前項に規定する場合における法第三十七條の四の規定による弁護士人の選任に関する処分は、少年法第十九條第二項若しくは第二十條の決定をした家庭裁判所の裁判官、その所属する家庭裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官又はその地方裁判所の所在地（その支部の所在地を含む。）に在る簡易裁判所の裁判官にこれをしなければならない。

方裁判所の所在地（その支部の所在地を含む。）に在る簡易裁判所の裁判官がこれをしなければならない。

3・4 (同上)

（親護の措置が勾留とみなされる場合の私選弁護士人選任の申出・少年法第四十五條等）
第二百八十條の三 少年法第四十五條第七号の規定により勾留状が発せられているものとみなされた被疑者でその資力が基準額以上であるものが法第三十七條の二第一項の請求をする場合においては、法第三十七條の三第二項の規定により法第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会は少年法第十九條第二項又は第二十條の決定をした家庭裁判

第一項の決定をした家庭裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会とし、当該弁護士会が法第三十七條の三第三項の規定により通知をすべき地方裁判所は当該家庭裁判所の所在地を管轄する地方裁判所とする。

2 (同上)

2 (略)

2 (同上)

少年調査記録規程の一部を改正する規程新旧対照条文
少年調査記録規程（昭和二十九年最高裁判所規程第五号）

（傍線の部分は改正部分）

百三十八条第二項若しくは百三十九条第二項の
決定をしたときは、その決定書の謄本又は抄本を
調査記録に編てつする。

新

旧

（調査記録の作成）

第二条（略）

2 再犯、更生保護法（平成十九年法律第八十八号

（第六十七条第二項の規定による申請、同法第六
十八条第一項の規定による通告、同法第六十八
条の二の規定による申請、同法第七十 条の規定に
よる戻し收容申請、少年院法（平成二十六年法律

（調査記録の作成）

第二条（同上）

2 再犯、更生保護法（平成十九年法律第八十八号

（第六十七条第二項の規定による申請、同法第六
十八条第一項の規定による通告、同法第七十一
条の規定による戻し收容申請、少年院法（平成二十
六年法律第五十八号）百三十八条第一項又は第

（決定書の謄本等の編てつ）

第三条 少年法（昭和二十三年法律第六十八号。

以下「法」という。）（第二十條第一項、第二十四

条第一項、第二十六條の四第一項、第六十二條第

一項、第六十四條第一項若しくは第六十六條第一

項、更生保護法第七十二條第一項又は少年院法第

（決定書の謄本等の編てつ）

第三条 少年法（昭和二十三年法律第六十八号。

以下「法」という。）（第二十條、第二十四條第

一項又は第二十六條の四第一項の決定をしたときは

、その決定書の謄本又は抄本を調査記録に編てつ

する。